

ことぶき薬局 055(977)6024 FAX055(977)0890 たまち薬局 054(251)1678 FAX054(251)1685  
 ひまわり薬局 053(463)4312 FAX055(460)4612 みかん薬局 053(584)2230 FAX053(584)2240

## 4月、「後期高齢者医療制度」がいよいよ始まります

### 保険料が決まったって？

保険料は所得に応じて負担する所得割額と、全員が同じ額で負担する均等割額の合計です。静岡県の場合は、3万6000円+所得の6.84%

所得割率	6.84%
均等割額	3万6,000円
賦課限度額	50万円

(ただし保険料の上限は50万円)となり、平均は75,614円(年額)といわれています。しかし、保険料は2年ごとに改定されます。

### それで、私はいくらになるの？

保険料は個人ごとに異なります。赤旗日曜版(2007年12月23日号)にチャートが掲載されていたので、あてはめてみてください。

### 保険料の軽減・凍結っていわれているけど？

健康保険組合や政府管掌などに加入する夫や息子さんの被扶養者になっている方は、今まで保険料の負担はありませんでしたが、「後期高齢者医療制度」では、保険料を支払うこととなります。その負担が大きく、たくさんの反対意見が出たため、政府・厚労省は、被扶養者の方の保険料の凍結を決めました。具体的には、下記のとおりです。

「後期高齢者医療制度」に加入したときから2年間	所得割額は無し・均等割額は5割軽減
但し均等割額は、平成20年4～9月は0円に、10月～平成21年3月は9割軽減	

つまり、すでに75歳になっている被扶養者の方の保険料は、今年4月～9月は0円、10月～平成21年3月は月額300円、4月～平成22年3月は月額1,500円(年額18,000円)となります。平成22年4月以降は月額3,000円(年額36,000円)です。

### 保険証はどうするの？

「後期高齢者医療被保険者証」は3月に普通郵便で郵送されます。

今お使いの被保険者証(国保または社保)と老人保健医療受給者証は、返却します。

### 今年4月過ぎに75歳になるんだけど？

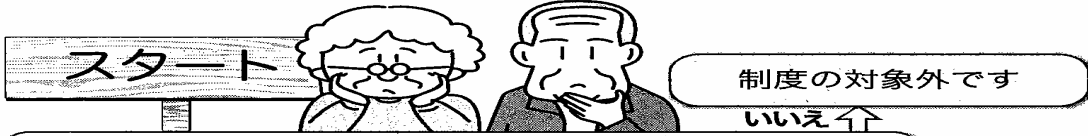
特に手続きの必要はありません。「誕生日」の日からの加入になります。

同じ月でも、誕生日前は国保や社保の保険証と老人受給者証が必要となりますが、誕生日からは新しい保険証での受診となりますので、注意が必要です。

### 私はまだ若いから関係ないわね

そんなことはありません。健保や国保から「後期高齢者支援金」が一括納付されます。そのため、例えば給与所得者は、「老人保健拠出金」がなくなるため、本人の保険料は減りますが、減った以上の金額が「高齢者医療支援金」として引かれます。

厚労省は、「若い人にも高齢者の医療にどれだけのお金が使われているか知ってもらうため」といっているそうですが、後期高齢者だけ別にする必要や知らせる方法は他にもあると思いますが...



あなたは75歳以上ですか。  
または、65～74歳で一定の障害がありますか。

↓はい ※年齢は08年4月1日現在  
※一定の障害がある65～74歳の方は加入しないことも可  
※生活保護の医療扶助を受けている人は対象外

健康保険(被用者保険)の  
扶養家族ですか。

いいえ↓

はい  
与党の凍結案で、  
08年4～9月 ⇒ ゼロ  
08年10～09年3月 ⇒ **C** の1割  
09年4月～10年3月 ⇒ **C** の5割または3割

年金収入だけですか

↓はい  
(年金収入額-120万円)は  
いくらですか  
※年金収入額は年額で税・保険  
料天引き前  
※遺族・障害年金は対象外  
※120万円は公的年金等控除。年  
金収入額が330万円を超え  
ると120万円より多くなります

いいえ  
あなたの都道府県の均等割 ☞ 右表参照

確定申告の合計所得金額は  
いくらですか  
**A** 円

あなたの都道府県の所得割率は ☞ 右表参照  
**B** 6.84%

$(\mathbf{A} - 33\text{万円}) \times \mathbf{B} =$  円  
※33万円は住民税の基礎控除  
**A**が33万円未満なら所得割ゼロ

1人世帯ですか  
いいえ → 世帯内の世帯主と後期高齢者の  
所得を合算します  
後期高齢者は  $(\mathbf{A} - 15\text{万円})$ 。  
世帯主が後期高齢者でないときは合計所得  
金額を合算します

↓はい  
( $\mathbf{A} - 15\text{万円}$ )は  
いくらですか  
※15万円は公的年金等控除を受けた  
65歳以上の人に対する追加控除。  
公的年金以外の所得は対象外

※**A**が15万円未満の時は  
ゼロとして計算

①～④のどれに当てはまりますか

① 33万円以下  
② (33万円 + 24.5万円 × 世帯主以外の  
後期高齢者数) 以下  
③ (33万円 + 35万円 ×  
後期高齢者数) 以下  
④ ③より多い

あなたの都道府県の均等割は **C** 3万6000 円

☞ 右表参照

$\mathbf{C} \times 0.3$     $\mathbf{C} \times 0.5$     $\mathbf{C} \times 0.8$     $\mathbf{C}$

あなたの均等割

●あなたの所得割 + ■あなたの均等割  
= あなたの保険料(年額)